5　排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

6　フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の種類、効率、主要寸法、個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

7　圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格

第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

ガスタービンを原動力とする発電設備

1　ガスタービンに係る次の事項

(1)　ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2)　主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3)　調速装置及び非常調速装置の種類

(4)　ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口側の温度、二次側の別に記載すること。）、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5)　ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項

イ　空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ　空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ　空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ　空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

型式証明との整合性に関する説明書

ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書

耐震性に関する説明書

強度に関する説明書

構造図

容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書

安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）

ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

品質保証に関する説明書

第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

2　発電機に係る次の事項

(1)　発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ　安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2)　励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3)　保護継電装置の名称及び種類

(4)　原動機との連結方法

3　冷却設備に係る次の事項

(1)　熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数、原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3)　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4)　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6)　空気冷却器に係る次の事項

イ　種類、入口及び出口の温度並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ　中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料

(7)　ガスタービンに附属する管に係る次の事項

イ　主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）